

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用（参考値）について

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定に至らなかった一部単価については、北陸地方整備局の運用として下表のとおり参考として公表いたします。

なお、各機関での運用については、各々の責任でお願いします。

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価

（参考値）

所定労働時間内 8 時間当たりの単価（円）

	石 工	タイル工
新潟県	28,300	24,600
富山県	30,000	25,500
石川県	30,400	25,800

国土交通省 HP

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00261.html